

令和2年4月17日

事務受託法人	管理者	様	
指定居宅介護支援事業所	管理者	様	
指定介護予防支援事業所	管理者	様	
指定介護老人福祉施設	施設長	様	
介護老人保健施設	施設長	様	
指定介護療養型医療施設	施設長	様	
介護医療院	施設長	様	
指定特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様	
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様	
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様	
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様	
指定地域密着型介護老人福祉施設	施設長	様	
指定短期入所生活介護事業所	管理者	様	
指定介護予防短期入所生活介護事業所	管理者	様	
指定短期入所療養介護事業所	管理者	様	
指定介護予防短期入所療養介護事業所	管理者	様	
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様	

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険制度の実施にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡に基づき、本市の取扱いは次のとおりとします。

1 要介護認定の臨時的な取扱い（更新申請について）

更新申請の受付期間において、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる等、認定調査のための面会が困難な全ての被保険者について、被保険者本人、家族等に同意が得られた場合には、従来の介護度で有効期間を12か月（要介護1で前回有効期間が6か月の場合は6か月）延長する取扱いとします。

つきましては、貴事業所等の利用者で該当する場合は、更新申請書を作成し、裏面に認定調査が困難であること、有効期間延長について本人、家族等に同意が得られていることを記載の上、区福祉課高齢介護係にご提出ください。

2 新規申請・区分変更申請について

面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施する等の対応をお願いします。

3 有効期限までに認定結果が出ない場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月21日（火）～5月7日（木）までの間、介護認定審査会を一時休止します。

5月12日（火）より、書面での開催を予定しておりますが、一部、認定結果通知が遅延する場合があります。これに伴い、有効期間が過ぎてから認定結果が出るのが想定され、ついでには、要支援から要介護に、要介護から要支援に、もしくは非該当になることが見込まれる場合は、要支援と要介護の両方の暫定プラン作成や事業対象者へ移行の準備等、これまでと同様に適切な対応をお願いします。

4 要介護認定結果通知及び要介護認定等情報提供申出の時期について

上記3のとおり、介護認定審査会を書面での開催に変更することに伴い、要介護認定結果通知は、審査会予定日の3営業日後の発送となり、また、要介護認定等情報提供は、審査会予定日の4営業日後から可能となります。当面の間、臨時的にこの取扱いとなりますので、ご注意ください。

5 参考資料（別添参照）

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

【問い合わせ先】

中区福祉課高齢介護係	(TEL : 504-2478 FAX : 504-2175)
東区福祉課高齢介護係	(TEL : 568-7732 FAX : 568-7781)
南区福祉課高齢介護係	(TEL : 250-4138 FAX : 254-9184)
西区福祉課高齢介護係	(TEL : 294-6585 FAX : 233-9621)
安佐南区福祉課高齢介護係	(TEL : 831-4943 FAX : 870-2255)
安佐北区福祉課高齢介護係	(TEL : 819-0621 FAX : 819-0602)
安芸区福祉課高齢介護係	(TEL : 821-2823 FAX : 821-2832)
佐伯区福祉課高齢介護係	(TEL : 943-9730 FAX : 923-1611)
健康福祉局介護保険課認定・給付係	(TEL : 504-2363 FAX : 504-2136)

事務連絡
令和2年2月18日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

今般のコロナウイルスへの対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられる場合があります。

これにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者：佐々木、小林

TEL 03-5253-1111（内線 3945）

FAX 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）

令和2年2月18日に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」を発出したところ、当該取扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

記

Q1 変更認定又は新規認定について、面会禁止となった施設や医療機関に入所等されている者から申請があった場合、どのように取り扱うべきか。

A1 申請を受理し、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施するなどの対応をされたい。このとき、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第11項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

Q2 介護認定審査会の委員から、医療機関や介護福祉施設に勤務する者が一同に集まることは避けるべきではないかと申出があったが、介護認定審査会の開催は必ず対面で行わないといけないのか。

A2 介護認定審査会の開催に当たっては、ICT等の活用により合議ができる環境が整えられれば、必ずしも特定の会場に集まって実施する必要はない。
また、これらの機器の整備等がない場合、例えば、あらかじめ書面で各委員から意見を取り寄せ、電話を介して合議を行い、判定を行うような取扱いとしても差し支えない。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：佐々木、小林
TEL 03-5253-1111（内線 3945）
FAX 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mh.lw.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：鶴澤、島田
T E L 03-5253-1111（内線 3944, 3945）
F A X 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp